

多摩地区保護司会連絡協議会規約

制定	昭和36年	7月	1日
改正	同42年	6月	3日
	同53年	4月	14日
	同54年	5月	31日
	同54年	10月	9日
	同55年	5月	27日
	同57年	5月	25日
	同63年	5月	20日
	平成元年	8月	22日
	同6年	3月	22日
	同8年	4月	26日
	同11年	3月	12日
	同22年	5月	27日
	同22年	11月	29日

(名称)

第1条 この会の名称は多摩地区保護司会連絡協議会（以下「多摩連」という）とする。

(事務所)

第2条 多摩連は、事務所を東京都立川市緑町6番地の3に置く。

(目的)

第3条 多摩連は、東京保護観察所立川支部管内の各地区保護司会の連絡提携を緊密にし、保護司活動の充実等を図り、その使命達成に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 多摩連は、東京保護観察所立川支部管内の各地区保護司会をもって組織する。

(事業)

第5条 多摩連は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 所属地区保護司会に対する連絡調整
2. 各種協議会および研修会の開催
3. 保護観察および犯罪予防に関する調査研究
4. 多摩地区更生保護事業関係者顕彰式典の開催
5. 関係機関および関係団体に関する連絡協調と助成
6. 犯罪予防および更生保護制度に関する普及宣伝
7. 保護司および部外協力者に対する表彰
8. 保護司に対する慶弔
9. その他必要と認める事業

(役員)

第6条 多摩連に次の役員を置く。

理事	80名以内
内 常任理事	9名
内 会長	1名
副会長	4名
監事	2名

(役員職務)

第7条 会長は、多摩連を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めていた順序により、会長の職務を代行する。
- 3 常任理事は、常任理事会を組織し、常務を担当する。
- 4 会計は、総務部が担当する。
- 5 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 6 監事は、会計および会務を監査する。

(役員選任)

第8条 理事は、各地区保護司会の会長、副会長および分区長等をもって、これに充てる。

- 2 常任理事は、各地区保護司会長をもって、これに充てる。
- 3 会長および副会長は、常任理事会で互選し、理事会の承認を受ける。
- 4 監事は、理事以外の保護司の中から理事会の意見を聞いて、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

(年度)

第10条 事業年度および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費・資産)

第11条 経費は、各地区保護司会の分担金、助成金、寄付金等をもって充てる。

- 2 分担金の分担方法については、理事会で協議し決定する。
- 3 資産は会長が管理する。

(会務処理)

- 第12条 予算および事業計画は、理事会で定める。
2 事業報告および決算は、年度終了後、速やかに監査に付し理事会に報告する。

(会議・議決)

- 第13条 常任理事会および理事会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。
2 会議の議決は、出席者の過半数の合意による。

(顧問)

- 第14条 多摩連に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会の意見を聞いて会長が委嘱する。
3 顧問は、理事会あるいは会長に助言を行うことができる。

(事務局体制)

- 第15条 事務局は、常任理事会の意見を聞いて、会長が委嘱する。
2 会長は、事務局の維持に関する協力を、東京保護観察所立川支部長に対して依頼する。

(規約改正)

- 第16条 この規約は、理事の過半数の同意を得て改正することができる。

(細則)

- 第17条 この規約の実施のために必要な規程は、理事会の議を経て会長が定める。

- 付 則 この規約は、昭和36年7月1日から施行する。

多摩地区保護司会連絡協議会専門部および事業実施準備委員会規程

制定 平成元年 8月22日

改正 平成6年 3月22日

同11年 3月12日

同23年 月 日

第1条 多摩地区保護司会連絡協議会（以下「多摩連」という）規約第5条により規定する事業を行うため、次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 研修部
- (3) 地域活動部
- (4) 広報部

第2条 専門部の定員は、次のとおりとする。

- (1) 総務部 20名以内
- (2) 研修部 20名以内
- (3) 地域活動部 20名以内
- (4) 広報部 20名以内

第3条 専門部が分掌する会務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
 - ①各地区保護司会総務部との連携および情報交換に関すること
 - ②多摩地区更生保護事業関係者顕彰式典に関すること
 - ③保護司に対する慶弔に関すること
 - ④その他、他の部に属さないこと
- (2) 研修部
 - ①各地区保護司会研修部との連携および情報交換に関すること
 - ②その他、研修に関すること
- (3) 地域活動部
 - ①各地区保護司会地域活動部との連携および情報交換に関すること
 - ②更生保護事業関係者連絡協議会に関すること（地域活動推進協議会等）
 - ③犯罪予防に関すること（社会参加活動等）
- (4) 広報部
 - ①各地区保護司会広報部との連携および情報交換に関すること
 - ②その他、広報に関すること

第4条 部会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|----|
| 部長 | 1名 |
| 副部長 | 2名 |

第5条 部長は、部の活動を総括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、あらかじめ定めておいた順序により、部長の職務を代行する。

3 部員は、部の活動に協力する。

第6条 部長は多摩連副会長を充て、その配属は、多摩連会長および副会長が協議の上、決定する。

2 副部長は、常任理事を充てる。他の1名は部員の互選により選出する。

3 部員は多摩連理事を充て、理事はいずれかの部に所属し、その配属は地区保護司会長が推薦し、理事会が承認する。

第7条 部会は、必要に応じて部長が招集し、部長が議長となる。

第8条 理事会で決定された事業を行う場合で、特に考慮する必要があるときに、事業実施準備委員会を設置することができる。

第9条 準備委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

書記 2名

第10条 委員長は、準備委員会の活動を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めておいた順序により、委員長の職務を代行する。

3 書記は、準備委員会の活動を記録する。

4 委員は、準備委員会の活動および事務を処理する。

第11条 委員長は、多摩連会長を充てる。

2 副委員長は、事業を分掌した専門部の部長、該当地域の地区保護司会長をもって、これに充てる。

3 書記は、委員の互選により選出する。

4 委員は、副委員長のうち、該当地域の地区保護司会長が推薦した関係団体等に所属する者をもって、これに充てる。

第12条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、副委員長が議長となる。

付 則 この規程は、平成元年8月22日から施行する。

多摩地区保護司会連絡協議会長感謝状贈呈規程

制定 平成6年3月22日

改正 同11年3月12日

第1条 多摩地区保護司会連絡協議会（以下「多摩連」という）が行う顕彰は、この規程の定めるところによる。

第2条 会長感謝状贈呈の対象は、次のとおりとする。

- (1) 保護司
- (2) 保護司会事務担当者
- (3) 更生保護女性会員
- (4) BBS会員
- (5) 更生保護施設職員
- (6) 協力雇用主
- (7) その他、更生保護事業に貢献した者

第3条 感謝状贈呈候補者に該当する者は、次のとおりとする。

1. 保護司
基準日において、保護司委嘱後3年を経過し、顕彰することが適当と認められる者。
2. 保護司会事務担当者
地区または分区の保護司会事務担当者で、保護司会運営の協力者として保護司会の事業に貢献し、その功労が顕著な者。
ただし、保護司である者は除く。
3. 更生保護女性会員
基準日において、更生保護女性会員となって、おおむね2年以上活動し、その功績が顕著な者。
ただし、保護司である者は除く。
4. BBS会員
基準日において、BBS会員となって、おおむね1年以上活動し、その功績が顕著な者。
ただし、保護司である者は除く。
5. 更生保護施設職員

基準日において、更生保護施設の職員として、おおむね2年以上勤務し、その成績が顕著な者。

ただし、保護司である者は除く。

6 協力雇用主

人格、行動、生活態度等について社会的信望を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

(1) 過去1年間に対象者を2名以上雇用し、その功績が顕著な者。

(2) 現在対象者を雇用し、将来にわたって雇用する見込みがあり、その功績が顕著な者。

(3) その他対象者を雇用し、その功績が特に顕著な者。

7 その他、更生保護事業に貢献した者

社会的信望を有し、多摩連の活動に多大な協力があった者。

ただし、保護司である者は除く。

第4条 基準日は、毎年7月1日とする。

第5条 感謝状贈呈候補者の推薦手続は、次のとおりとする。

1 保護司

地区保護司会長が、感謝状贈呈候補者推薦名簿（様式1）により、多摩連会長に宛て推薦する。

2 保護司会事務担当者

地区保護司会長が、感謝状贈呈候補者推薦書（様式2）により、多摩連会長に宛て推薦する。

3 更生保護女性会員

地区更生保護女性会長が、感謝状贈呈候補者推薦書（様式3）により、多摩連会長に宛て推薦する。

4 BBS会員

地区BBS会長が、感謝状贈呈候補者推薦書（様式4）により、多摩連会長に宛て推薦する。

5 更生保護施設職員

更生保護施設代表者が、感謝状贈呈候補者推薦書（様式5）により、多摩連会長に宛て推薦する。

6 協力雇用主

地区保護司会長が、感謝状贈呈候補者推薦書（様式6）により、多摩連会長に宛て推薦する。

ただし、保護司からの推薦については、分区長、地区保護司会長を経由するものとする。

7 その他、更生保護事業に貢献した者

地区保護司会長が、感謝状贈呈候補者推薦書（様式7）により、多摩連会長に宛て推薦する。

ただし、保護司からの推薦については、分区長、地区保護司会長を経由するものとする。

第6条 感謝状贈呈候補者の推薦を受けた会長は、総務部会の意見を聞いた上で、感謝状贈呈者を決定する。

第7条 感謝状の様式は、保護司については様式8、その他については様式9とする。ただし、特に必要がある場合は、これを適宜修正するものとする。

第8条 感謝状の贈呈は、原則として多摩地区更生保護事業関係者顕彰式典で行う。

第9条 本規程に関する書類の作成、収集および整備は、総務部の所管とする。

附 則

1 この規程は、平成6年3月22日から施行する。

2 従前の保護司・更生保護施設・更生保護婦人会員及び民間協力者に対する多摩地区保護司会連合会長感謝状贈呈規程は、廃止する。

3 旧規程により贈呈された感謝状は、本規程で贈呈される感謝状と同一と見なす。

多摩地区保護司会連絡協議会弔慰規程

制定	昭和49年	4月	1日
改正	同55年	3月	27日
	同63年	5月	20日
	平成6年	3月	22日
	同11年	3月	12日

第1条 会長は、多摩地区保護司会連絡協議会を代表して、弔慰を表することができる。

弔慰は、この規程の定めるところによる。

第2条 多摩地区内保護司会所属の保護司に対しては、次の基準により弔慰金を贈る。
本人死亡の場合 10,000円
ただし、特に事情のある場合には、会長および副会長で協議し適切に対処する。

第3条 保護司以外の者に対して弔慰を表すべき事由が生じた場合は、会長および副会長が協議し、弔慰の内容を決定する。

第4条 保護司は、第2条および第3条にかかる事由を知った場合には、遅滞なく地区会長を通じて会長に通報するものとする。

第5条 本規程による弔慰の返礼は、辞退する。

付 則 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

多摩地区保護司会連絡協議会運営基金取扱細則

制定 昭和55年5月27日

改正 平成11年3月12日

改正 平成24年5月29日

(設置の目的)

第1条 多摩地区保護司会連絡協議会（以下「多摩連」という）の財政の円滑な運営を行なうため、多摩地区保護司会連絡協議会運営基金（以下「基金」という）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、多摩連予算に定める額とする。

(現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用益から生ずる収益は、基金会計に編入する。

(取り崩し)

第5条 基金は次の各号に掲げる場合、その全部または一部を取り崩すことができる。

- (1) 経済事情等の変動により財源が不足する場合において当該不足額を補うための財源に充てるとき。
- (2) 特別な事業等必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(改正)

第6条 この細則は、多摩連理事会の過半数の同意を得て改正することができる。

附 則 この細則は、平成24年5月29日から施行する。